

2009年7月

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド」
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)は2000年5月31日の設定以来9年余りにわたり、日本およびアジア・オセアニア諸国*の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指す運用を行ってまいりました。

* アジア・オセアニア諸国とは台湾、韓国、シンガポール、オーストラリア、香港、中国、インド、インドネシア、ニュージーランド、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイなどの国・地域を指します。

本ファンドは、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、信託財産の減少を受け、2009年5月29日(金)現在の受益権総口数が約19億2千万口(純資産総額約11億4千万円)となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に難しい状況にございます。弊社といたしましては、この状況におきましては信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者にとって最善であるとの判断をいたしております。

つきましては、本ファンドは2009年10月15日(木)をもって信託の終了を予定しておりますのでお知らせいたします。また、信託の終了が決定した場合、2009年8月12日(水)以降のお買付けの申込受付は終了させていただきます。

この信託終了にご異議のある受益者の方は、2009年8月7日(金)までに下記の方法により、弊社に書面にてお申し出くださいますようお願いいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

信託終了に係る異議申立の手続きおよび日程について

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2009年7月1日(水)
②異議申立期間	2009年7月1日(水)から2009年8月7日(金)
③信託終了予定日	2009年10月15日(木)

公告日である2009年7月1日(水)現在の受益者の方(2009年6月29日(月)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託終了に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファ

ンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2009年10月15日(木)をもって信託を終了いたします。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

なお、2009年6月30日(火)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

● 異議申立の方法について

予定しております本ファンドの信託終了について、ご異議のある受益者の方は、本信託終了に対する異議申立を行うことができます。また、本信託終了にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

ご異議を申し出られる方は、別紙の「異議申立書 兼 個人情報の取扱いに関する同意確認書」に必要事項を記入、捺印の上、下記宛に2009年8月7日(金)までにご送付ください。

なお、異議申立は2009年8月7日(金)弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

宛先 〒106-8549 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局留め
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド」
信託終了に関する異議受付窓口 投信業務部 宛

※ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。

※ご異議のお申し出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することについて、ご同意いただける場合は、「異議申立書 兼 個人情報の取扱いに関する同意確認書」の所定の枠内に、○印のご記入をお願いします。

※口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合や個人情報の取扱いにご同意いただけない場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、ご異議の申し立てが無効となる場合がありますのでご留意ください。

※なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

● 異議申立の受益者の買取請求手続きについて

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、本ファンドの信託終了が行われる場合には、本ファンドの信託終了についてご異議を申し立てられた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます(信託の終了を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し立てられた受益者の皆様に対してあらためてご案内させていただきます。)

ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。異議申立受付期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

[買取請求の手続き]

- ①買取請求受付期間 2009年8月12日(水)から2009年8月31日(月)まで
- ②ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より異議お申し立ての受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③買取請求必要書類のご記入
- ④買取請求必要書類のご提出
- ⑤受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑥本ファンドの信託財産による買取の実行
- ⑦受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託終了に対し異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑤)の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を控除した額をいいます。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。*

* 税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。また、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託終了についてのお問い合わせ専用窓口」0120-878-583

(2009年7月1日～2009年8月7日の(月)～(金) 午前9時より午後5時まで。祝祭日を除きます。)

以上

線上償還にご同意いただける方は返信不要です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
投信業務部宛

異議申立書 兼 個人情報の取扱いに関する同意確認書

異議申立の日	平成 年 月 日
ご住所	〒 ー
お名前	(お届印)
ご連絡先電話番号	
ファンド名	techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド
お取扱い販売会社	
お取引店名	
投資信託口座番号	
受益権保有口数	
信託を終了することについて異議を申し立てる旨	上記受益権について、信託終了に異議を申し立てます。

	私の上記個人情報を、本ファンドの線上償還に関する異議申立および買取請求に関する事務を処理するために、販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社が共有することについて、同意します。
--	---

- ※ 上記お客様の個人情報を線上償還に関する異議申立および買取請求に関する事務を処理するために、販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社が共有することについて、ご同意いただける場合は、上記枠内に○印のご記入をお願いします。
- ※ 口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合や個人情報の取扱いにご同意いただけない場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、ご異議の申し立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。
- ※ ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

**「techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド」
繰上償還にかかる個人情報の取扱いに関する重要事項**

1. 個人情報の収集・利用目的

当社は、「techWINゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド」の繰上償還に関し、異議申立の受益権口数管理および買取請求の手続きを行うため、異議申立をされた方の個人情報を収集いたします。

2. 情報の利用・提供

お客様の個人情報を上記1.の利用目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。異議申立の受益権口数管理のために、個人情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)へ提供します。

3. 情報の管理方法

お客様の個人情報の紛失・漏えい・改ざん・破壊の防止などの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

4. お客様からの開示、訂正、利用停止などのご請求

お客様から、ご自身に関する個人情報について、開示・訂正・利用停止などのお申し出がありました場合は、請求者が本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り、速やかに所定の手続きをさせていただいた後、その内容を回答いたします。

5. お問い合わせ窓口

お客様の個人情報に関する苦情及び問い合わせ窓口を設けています。

個人情報の開示、訂正、利用停止などのご請求、その他の個人情報に関するお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

個人情報の取扱いに関するお客様からのお問い合わせおよび苦情の受付窓口

〒106-6144 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズタワー

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 個人情報お問い合わせ受付係

電話 03 (6437) 6000

なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとなります(土日祝日、年末年始の休業日を除く)。